



茨城県報 第 2268 号

平成23年3月24日

木曜日

目 次

告 示

ページ

●青少年に有害な興行の指定（女性青少年課）	1
●身体障害者福祉法に規定する医師の指定の辞退（障害福祉課）	1
●身体障害者福祉法に規定する医師の内容変更（障害福祉課）	2
●障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）	3
●障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の変更（障害福祉課）	3
●障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止（障害福祉課）	3
●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（中小企業課）	4
●木材業者等の登録（林政課）	6
●事業計画の変更の認可（8件）（下水道課）	7
●市街地再開発組合の事業計画の変更の認可（建築指導課）	11

公 告

●地籍調査の成果認証（農村環境課）	11
●開発行為の工事完了（7件）（建築指導課）	12

告 示

茨城県告示第335号

茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）第15条第1項の規定に基づき、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

平成23年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	種類	題名	配給会社
2832	映画	ドリーム・ホーム（原題）DREAM HOME	ユナイテッドエンタテインメント（香港）

茨城県告示第336号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師から、身体障害者福祉法施行令（昭和25

年政令第78号) 第3条第2項の規定に基づき、次のとおり辞退する旨の届出があった。

平成23年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

辞 退

	種目	診療科目	氏 名	医療機関名称	医療機関所在地	辞退年月日
1	肢体不自由	整形外科	新井 勇治	医療法人社団青樹会 三和整形外科内科	古河市諸川1184-1	平成23年 2月28日
2	ぼうこう・直腸 機能	外科	淺井 聖子	友愛記念病院	古河市東牛谷707	平成23年 2月14日
3	心臓機能	内科	林 恵治	水海道さくら病院	常総市水海道森下町 4447	平成22年 12月31日
4	肢体不自由	整形外科	渋井 秀一	医療法人隆仁会山王 病院	桜川市岩瀬42	平成23年 3月31日
5	呼吸器機能	内科	関根 國彦	医療法人隆仁会山王 病院	桜川市岩瀬42	平成23年 1月31日

~~~~~

茨城県告示第337号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師から、茨城県身体障害者福祉法施行細則（平成5年茨城県規則第36号）第5条の規定により、次のとおり内容を変更した旨の届出があった。

平成23年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

内容変更（医療機関名、所在地）

|   | 種 目                        | 氏 名   | 変 更 前                                     |                   | 変 更 後                   |                              | 変更年月日          |
|---|----------------------------|-------|-------------------------------------------|-------------------|-------------------------|------------------------------|----------------|
|   |                            |       | 医療機関名称                                    | 医療機関所在地           | 医療機関名称                  | 医療機関所在地                      |                |
| 1 | 心臓機能、<br>呼吸器機能             | 門馬 勇次 | 水戸済生会総合<br>病院                             | 水戸市双葉台3<br>-3-10  | いばらき健康管理<br>センター        | 水戸市見川町字<br>丹下一の牧2131<br>-143 | 平成23年<br>2月1日  |
| 2 | 聴覚・平衡・<br>音声・言語・<br>そしゃく機能 | 安積 靖敏 | 水戸赤十字病院                                   | 水戸市三の丸3<br>-12-48 | あさか耳鼻咽喉<br>科クリニック       | ひたちなか市東<br>石川2713-1          | 平成22年<br>11月1日 |
| 3 | ぼうこう・<br>直腸機能              | 常樂 晃  | 筑波メディカル<br>センター病院                         | つくば市天久保<br>1-3-1  | 財団法人筑波麓<br>仁会筑波学園病<br>院 | つくば市上横場<br>2573-1            | 平成23年<br>1月1日  |
| 4 | 肢体不自由                      | 瀬戸嶋政勝 | 財団法人筑波麓<br>仁会筑波学園病<br>院                   | つくば市上横場<br>2573-1 | 医療法人仁正会<br>下條整形外科       | 下妻市本城町1<br>-48-3             | 平成23年<br>3月1日  |
| 5 | 肢体不自由                      | 木村 泰  | 財団法人筑波メ<br>ディカルセンタ<br>ー・デイケアクリ<br>ニックふれあい | つくば市春日2<br>-34-2  | 医療法人財団県<br>南病院          | 土浦市中1087                     | 平成20年<br>4月1日  |
| 6 | じん臓機能                      | 山木万里郎 | 株式会社日立製<br>作所水戸総合病<br>院                   | ひたちなか市石<br>川町20-1 | やまき内科クリ<br>ニック          | ひたちなか市津<br>田東2-7-8           | 平成17年<br>10月1日 |
| 7 | 聴覚・平衡・<br>音声・言語・<br>そしゃく機能 | 和田 昌興 | 筑西市民病院                                    | 筑西市玉戸1658         | 大木医院                    | 結城市小田林<br>2520-29            | 平成23年<br>4月1日  |

## 内容変更 (種目)

|   | 診療科目名 | 氏 名   | 医療機関名称 | 医療機関所在地    | 変更前                | 変更後 | 変更年月日       |
|---|-------|-------|--------|------------|--------------------|-----|-------------|
|   |       |       |        |            | 種目                 | 種目  |             |
| 1 | 耳鼻咽喉科 | 佐久間健一 | 佐久間医院  | 結城市結城368-3 | 聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能 | 聴覚  | 平成22年10月31日 |

## 内容変更 (医療機関名称)

|   | 種 目 | 氏 名   | 診療科目名 | 医療機関所在地    | 変更前    | 変更後      | 変更年月日      |
|---|-----|-------|-------|------------|--------|----------|------------|
|   |     |       |       |            | 医療機関名称 | 医療機関名称   |            |
| 1 | 聴覚  | 佐久間健一 | 耳鼻咽喉科 | 結城市結城368-3 | 佐久間医院  | 佐久間耳鼻咽喉科 | 平成22年11月1日 |

## 茨城県告示第338号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成23年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号      | 事業所の名称        | 事業所の所在地     | 事業者の名称              | 主たる事務所の所在地  | 指定期年月日    | サービスの種類 |
|------------|---------------|-------------|---------------------|-------------|-----------|---------|
| 0810300376 | 茨城障害者雇用支援センター | 土浦市真鍋新町1-14 | 特定非営利活動法人自立支援ネットワーク | 土浦市真鍋新町1-14 | 平成23年4月1日 | 就労移行支援  |

## 茨城県告示第339号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項に規定する変更の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成23年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号      | 事業所の名称       | サービスの種類        | 変更の内容      |                   |                    |           |
|------------|--------------|----------------|------------|-------------------|--------------------|-----------|
|            |              |                | 変更事項       | 変更前               | 変更後                | 変更年月日     |
| 0812900264 | アイケア神栖ステーション | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 主たる事務所の所在地 | 千葉県八千代市八千代台西1-4-9 | 千葉県八千代市八千代台西1-1-26 | 平成23年3月1日 |

## 茨城県告示第340号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成23年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所の番号     | 事業所の名称 | 事業所の所在地     | 事業者の名称        | サービスの種類 | 廃止年月日      |
|------------|--------|-------------|---------------|---------|------------|
| 0812000149 | みもり園   | つくば市水守859-4 | 社会福祉法人にいはり福祉会 | 就労移行支援  | 平成23年3月31日 |

## 茨城県告示第341号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成23年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミひたちなか馬渡店

ひたちなか市馬渡字向野2912-3 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第5条第1項）

平成22年11月15日

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏名又は名称   | 住 所             | 代表者氏名 |
|----------|-----------------|-------|
| 株式会社カスミ  | つくば市西大橋599番地1   | 小濱 裕正 |
| 寺島薬局株式会社 | つくば市天久保二丁目17番の5 | 松本 忠久 |

## ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成23年7月3日

## エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,336m<sup>2</sup>

## オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 184台

(イ) 駐輪場の収容台数 98台

(ウ) 荷さばき施設の面積 152m<sup>2</sup>

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 38m<sup>3</sup>

## カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前9時

(閉店時刻) 翌午前0時

(イ) 来客が駐車場を利用できる時間帯

午前8時30分～翌午前0時30分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

9箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

## キ 届出年月日

平成22年11月2日

## 2 市町村の意見

## ひたちなか市からの意見の概要

## ① 駐車場対策（交通事故防止対策、経路の設定、歩行者の通行の利便性確保）

## 【交通誘導員の配置】

- ・ オープン時、繁忙期等混雑が見込まれる場合のほか、交通状況に応じて駐車場出入口に交通誘導員を配置し、事故防止のため交通誘導されたい。
- ・ 駐車場内における交通事故防止を図るため、交通誘導員を配置すること。

## 【駐車場出入口看板の設置】

- ・ 駐車場出入口には見通しを妨げぬよう看板等を設置し、位置を明確に示すとともに、夜間反射材を設置されたい。

## 【駐車場内安全施設の設置】

- ・ 市道東中根向野線に面する E - 4 駐車場出入口において、出庫の右折規制を検討した方がよいのではないか。
- ・ A - 2 来客用駐車場からカスミ棟及び寺島薬局棟への動線において、道路横断等に係る安全施設の設置を検討した方がよいのではないか。
- ・ 駐車場出入口に関しては、出入口周辺の安全対策や騒音等について充分配慮し、周辺住民と調整を図り設置をお願いしたい。

## ② 廃棄物減量化

- ・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「ひたちなか市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」等、関係法令を遵守し、廃棄物を適正に保管、処理すること。

## ③ 防災・防犯対策

## 【警備】

- ・ 閉店後においては、施錠施設のある工作物で駐車場を閉鎖すること。また、その旨を利用者に対し周知すること。

## 【防犯対策の周知】

- ・ 駐輪場及び駐車場において、施錠等を促す防犯看板を設置すること。

## 【災害時の避難誘導】

- ・ 災害発生時における来客者等の避難誘導に対応するため、避難マニュアルの作成等万全を期されたい。

## 【戸別受信機の設置】

- ・ 災害用戸別受信機を設置されたい。

## ④ 騒音対策

## 【法令遵守】

- ・ 騒音・振動規制法に規定する特定施設若しくはひたちなか市公害防止条例に規定する特定施設を設置する場合は、設置30日前までに特定施設設置届出書を提出すること。なお、騒音規制法に基づく特定施設設置届出がなされた場合、ひたちなか市公害防止条例に規定する特定施設の届出は不要となる。
- ・ 上記の特定施設を設置した場合、敷地境界線上において騒音・振動規制法若しくはひたちなか市公害防止条例に基づく規制基準が適用されるので、基準遵守に努めること。
- ・ 空調用室外機、冷凍・冷蔵庫用室外機等の機器類については必要な保守点検等を行い、異音・異常音が発生しないよう適正な管理に努めること。また、異音・異常音が確認された場合は速やかに修繕する等、適切な措置を講じること。

## 【苦情対応】

- ・ 敷地境界線上で騒音に関する規制基準を遵守している場合であっても、周辺住民から耳障りな音（作業車音、車両の後進警報ブザー音、荷さばき作業音等）として苦情等がよせられる場合もあることから、大規模小売店舗届出書に記載されている騒音対策を徹底するとともに、騒音等に関する苦情があった場合は誠意をもって対応すること。

**(5) その他****【エコショップ・マイバッグ運動への協力】**

- ・ 本市では、「エコ・ショップ認定制度」をはじめ、レジ袋の有料化による「マイバッグ運動」の推進に取り組んでおり、協力を願いたい。

**【道路工事の適切な実施】**

- ・ 道路を汚損しないように十分注意し、作業されたい。
- ・ 道路に損傷を及ぼした場合は、市道路管理課と協議の上対応されたい。
- ・ 既設道路に関する工事を行う場合は、道路工事施工承認の許可を得ること。
- ・ 既設道路に埋設する物（上・下水道管等）がある場合は、道路占用許可を得ること。
- ・ 区域外に雨水等の影響がないようにすること。
- ・ 公共施設（側溝等）に雨水等を流入する場合は、生活排水流入許可を得ること。

**【道路構造】**

- ・ 都市計画道路西原長砂線から駐車場に入る、若しくは、出る場合は、導流帯を横断することになるのではないか。
- ・ 都市計画道路西原長砂線から流入する場合は、導流帯の一部に右折するための滞留帯を設けるなど円滑な交通処理を検討する必要があるのではないか。また、市道東中根向野線では、右折車線にかかることから警察署と協議し、安全対策を講じる必要があると思われる。

**【コミュニティバスの運行】**

- ・ 工事施工にあたり、コミュニティバスの運行に支障のないよう配慮願いたい。

**【バスの停留所設置】**

- ・ 開店にあたりバスの停留所設置について、別途協議いただくとともに、歩行者の安全確保のため、車両の出入りについても配慮願いたい。

**【その他】**

- ・ 計画地の敷地に接する道路について、土地区画整理法による道路である旨を明示すること。
- ・ 都市計画道路西原長砂線に面する C-1 荷さばき施設の出入口について、交差点との離隔距離を検討した方がよいのではないか。
- ・ 建築物は建築確認済（民間確認検査機関）となっている。

**理 由**

店舗及び店舗利用者の交通安全、防災・防犯対策を図るとともに、周辺地域の良好な生活環境の保持及び廃棄物減量化を図るため。

**3 縦覧の場所**

茨城県商工労働部中小企業課

**茨城県告示第342号**

茨城県木材業者等登録条例（昭和36年茨城県条例第6号）第5条第1項の規定に基づき、次の者を木材業者等として登録を行った。

平成23年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

**1 木材業者登録**

| 登録番号 | 登録年月日    | 住 所<br>(所 在 地) | 氏 名<br>(代表者氏名) | 商 号<br>(名 称) | 営業所又は工場 |       | 業 種   | 備 考 |
|------|----------|----------------|----------------|--------------|---------|-------|-------|-----|
|      |          |                |                |              | 所在地     | 名 称   |       |     |
| 1145 | H23.3.11 | ひたちなか市田彦1664-4 | 古谷 和久          | (株)古谷ホーム     | 住所に同じ   | 商号に同じ | 木材販売業 |     |

## 2 製材業者登録

| 登録番号 | 登録年月日    | 住 所<br>(所 在 地) | 氏 名<br>(代表者氏名) | 商 号<br>(名 称)   | 営業所又は工場 |       | 業 種              | 備 考 |
|------|----------|----------------|----------------|----------------|---------|-------|------------------|-----|
|      |          |                |                |                | 所在地     | 名 称   |                  |     |
| 2122 | H23.3.11 | 常陸太田市馬場町365-6  | 吉成 憲一          | 常陸ウッドリサイクル協同組合 | 住所に同じ   | 商号に同じ | おが粉<br>製造<br>製材業 |     |
| 2123 | H23.3.11 | 高萩市本町4-43      | 田中 経夫          | 田中木材店          | 住所に同じ   | 商号に同じ | 製材業<br>販売業       |     |

## 茨城県告示第343号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成23年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称 龍ヶ崎市

2 都市計画事業の種類及び名称

竜ヶ崎・牛久都市計画下水道事業

龍ヶ崎市公共下水道

3 事業計画

イ 事業地

(a) 収用の部分

変更なし

(b) 使用の部分

変更なし

ロ 事業施行期間

自 昭和50年12月25日

至 平成26年3月31日

## 茨城県告示第344号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成23年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称 笠間市

2 都市計画事業の種類及び名称

## 笠間都市計画下水道事業 友部・笠間公共下水道

## 3 事業計画

## (1) 事業地

- イ) 収用の部分 変更なし  
ロ) 使用の部分 変更なし

## (2) 事業施工期間

自 平成 2 年 8 月 9 日  
至 平成 27 年 3 月 31 日

---

## 茨城県告示第345号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成23年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 施行者の名称 笠間市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

笠間都市計画下水道事業 岩間公共下水道

## 3 事業計画

## イ 事業地

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

変更なし

## ロ 事業施工期間

自 平成 7 年 10 月 16 日  
至 平成 27 年 3 月 31 日

---

## 茨城県告示第346号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成23年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 施行者の名称 取手地方広域下水道組合

## 2 都市計画事業の種類及び名称

取手都市計画下水道事業及びつくばみらい都市計画下水道事業  
取手・藤代・伊奈公共下水道

## 3 事業計画

## イ 事業地

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

昭和56年茨城県告示第348号、昭和60年茨城県告示第1443号、平成元年茨城県告示第165号、平成5年茨城県告示第842号、平成7年茨城県告示第376号、平成11年茨城県告示406号、平成13年茨城県告示第226号、平成16年茨城県告示第129号、平成18年茨城県告示第259号及び平成19年茨城県告示第421号の事業地につくばみらい市山王新田字上の全部の区域、つくばみらい市山王新田字下耕地、字下及び字南、下平柳字東、字裏畑、字下畑、字高台、字下坪、字浦山及び字下谷原並びに神住新田字三丁の一部を加えた区域とし、当該事業地のうち取手市米ノ井及び野々井並びにつくばみらい市山王新田字山王新田耕地及び上耕地において事業地を変更する。

## □ 事業実行期間

自 昭和56年 3月12日

至 平成27年 3月31日

---

茨城県告示第347号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成23年 3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称 かすみがうら市

2 都市計画事業の種類及び名称

土浦・阿見都市計画下水道事業

千代田町公共下水道

3 事業実行期間 昭和52年 1月10日から

平成24年 3月31日まで

4 事業地

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

変更なし

---

茨城県告示第348号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成23年 3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称 銚田市

2 都市計画事業の種類及び名称

鉾田都市計画下水道事業

鉾田公共下水道

3 事業施行期間 平成17年3月22日から

平成28年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

~~~~~

茨城県告示第349号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成23年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称 河内町

2 都市計画事業の種類及び名称

稲敷東南部都市計画下水道事業

河内町公共下水道

3 事業計画

イ 事業地

(a) 収用の部分

変更なし

(b) 使用の部分

平成11年茨城県告示第1298号の事業地に、河内町手栗字上坪の一部の区域を加える。

ロ 事業施行期間

自 平成11年12月20日

至 平成26年3月31日

~~~~~

### 茨城県告示第350号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成23年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称 利根町

2 都市計画事業の種類及び名称

竜ヶ崎・牛久都市計画下水道事業利根町公共下水道

3 事業計画

## イ 事業地

## (1) 収用の部分

なし

## (2) 使用の部分

昭和51年茨城県告示第186号、昭和54年茨城県告示第1642号、昭和56年茨城県告示第727号、昭和57年茨城県告示第1197号、平成3年茨城県告示第418号、平成7年茨城県告示1029号、平成11年茨城県告示第1299号及び平成18年茨城県告示第421号の事業地に利根町大字羽根野字蔵坂東、字蔵坂谷、字蔵坂西、字蔵坂下、字居山、字二の耕地及び字琴平下の各一部の区域を追加する。

## □ 事業実行期間

自 昭和51年2月19日

至 平成26年3月31日

## 茨城県告示第351号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、大工町1丁目地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により告示する。

平成23年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- |            |                   |
|------------|-------------------|
| 1 組合の名称    | 大工町1丁目地区市街地再開発組合  |
| 2 施行地区     | 水戸市大工町1丁目、天王町の各一部 |
| 3 事務所の所在地  | 水戸市宮町2丁目3番6号      |
| 4 設立認可の年月日 | 平成13年9月3日         |
| 5 事業実行期間   | 平成13年9月から平成26年3月  |
| 6 変更認可年月日  | 平成23年3月17日        |

---

公 告

---

## ●地籍調査の成果認証

つくば市の下記地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により認証した。

平成23年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

|             |                               |
|-------------|-------------------------------|
| 調査を行った者の名称  | つくば市                          |
| 成 果 の 名 称   | 地籍図及び地籍簿                      |
| 調 査 を 行 っ た | つくば市小野崎の一部                    |
| 地 域 及 び 期 間 | 平成21年5月28日から<br>平成21年11月26日まで |
| 認 証 年 月 日   | 平成23年3月17日                    |

**●開発行為の工事完了**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年3月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくばみらい市板橋字花田久保3084番2, 3085番3

- 2 事業主の住所及び氏名

つくばみらい市谷井田1965番地6 フローラヒル102号

青柳貴浩, 青柳政子

~~~~~

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくばみらい市筒戸字谷津2311番7

- 2 事業主の住所及び氏名

土浦市国分町5番12号

塙田勝英

~~~~~

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

下妻市下妻字丹後山内260番1, 同番2, 同番6, 丙273番1, 字西原内272番1, 同番2

- 2 事業主の住所及び氏名

下妻市下妻丙129番地1

山本操

~~~~~

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂東市みむら字二ノ谷654番41, 655番1, 656番, 657番, 659番, 660番2, 同番4, 同番5, 662番1, 同番2の各一部, 664番2, 同番3

- 2 事業主の住所及び氏名

埼玉県三郷市新和四丁目605番地

有限会社 三郷解体

代表取締役 太田 勇

~~~~~

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡八千代町大字東落田字四ツ塙前432番5, 433番1, 同番2

- 2 事業主の住所及び氏名

結城郡八千代町大字東落田433番地1

鈴木松平

結城郡八千代町東落田433の1

日進運輸株式会社

代表取締役 鈴木和則

~~~~~

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡五霞町大字江川字沖ノ谷2293番3

- 2 事業主の住所及び氏名

猿島郡五霞町大字江川1705番地4

山田 芳之, 山田 陽子

~~~~~

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡境町大字塚崎字落堀東2509番6

- 2 事業主の住所及び氏名

常総市新石下3642番地2 カトルセゾン203号室

白石 雅之, 白石 由香利

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）  
（休日の場合は繰下発行）（金 3,060 円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6  
茨城県総務部総務課  
電話番号 029(301) 1111 (代)